

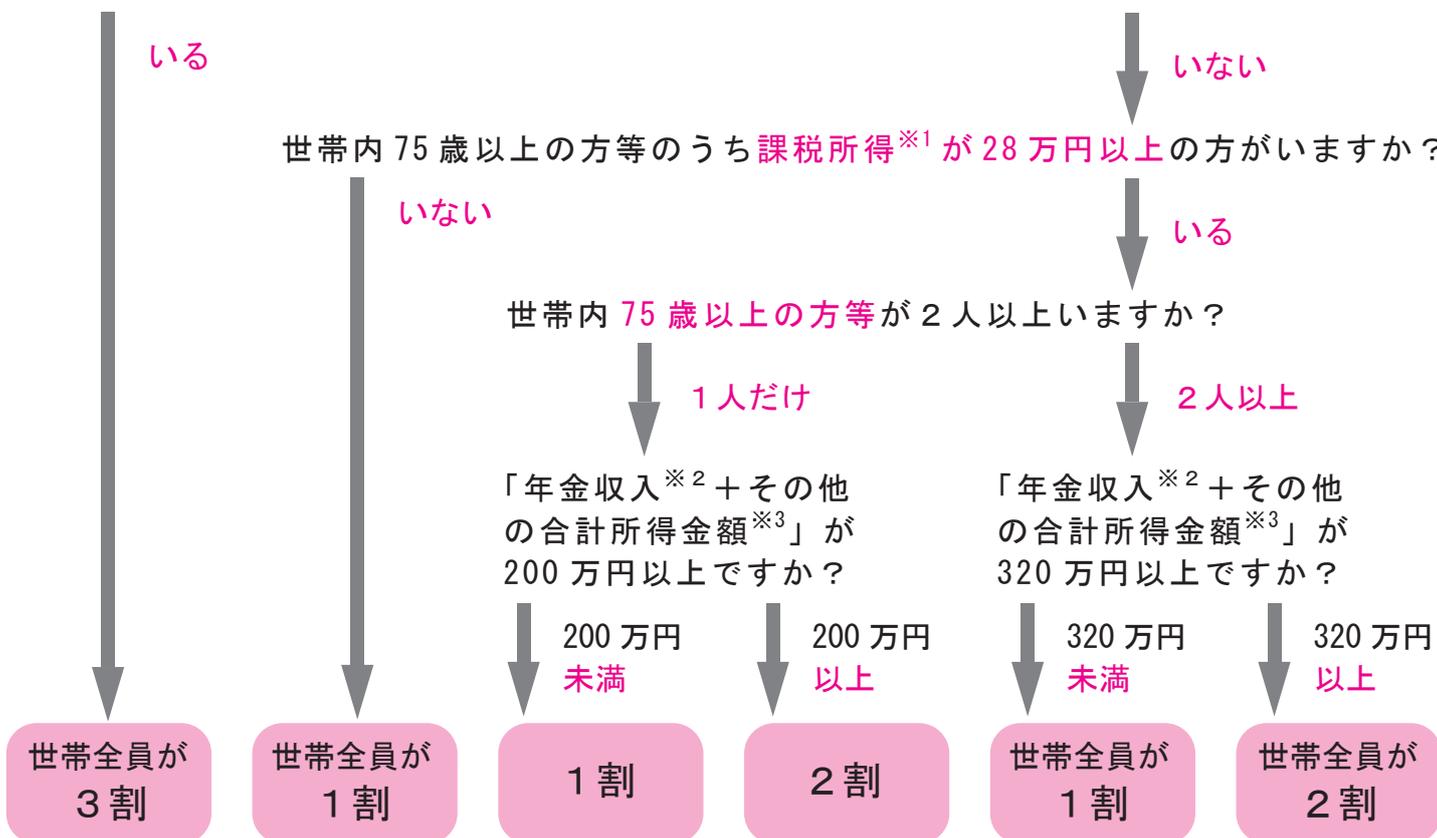
# 後期高齢者医療制度(75歳以上等)の改正について

1. 令和4年10月1日から医療機関での自己負担割合に2割負担が加わります。

75歳以上の方が医療機関などの窓口で支払う医療費の自己負担割合は、「1割」か「3割」ですが、10月1日から「2割」が追加されます。現在1割負担の方のうち、一定以上の所得がある方は自己負担割合が「2割」になります。

◎自己負担割合判定チャート(10月1日～)

世帯内75歳以上の方等のうち課税所得<sup>※1</sup>が145万円以上の方がいますか？



※1 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。「課税標準」の額は前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の額です。

※2 「年金収入」には、遺族年金や障害年金は含みません。

※3 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です。

## 2. 被保険者証の更新について

現在ご使用中の被保険者証は、令和4年7月31日まで使えます。今年度は自己負担割合の変更があるため、新しい被保険者証は全ての方に7月と9月の2回、ご自宅へ郵送されます。

|       |   |
|-------|---|
| 7月 郵送 | 負担割合：1割・3割 証の色：若草色<br>有効期限：令和4年8月1日から令和4年9月30日    |
| 9月 郵送 | 負担割合：1割・2割・3割 証の色：桃色<br>有効期限：令和4年10月1日から令和5年3月31日 |

※保険料に滞納のある方は、納付確認後に健康保険課窓口での交付となります。

## 3. 令和4年度後期高齢者医療保険料について

7月中に令和4年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を郵送いたします。特別徴収(年金天引き)、口座振替以外の方には、納付書が同封されております。各期納期限内での納付をお願いします。

【問合せ】 健康保険課 後期高齢者医療係 ☎ 0980-87-9040